大阪・関西万博におけるこさえたん製品（雑貨）の展示・販売に係る募集要項

１　募集目的

　　大阪府工賃向上計画支援事業の一環として、2025年大阪・関西万博において、会場内催事において府内の障がい福祉施設で生産される製品（こさえたん）の展示・販売を実施します。つきましては、以下の目的のもと、府内の障がい福祉施設を対象に、展示・販売を希望する製品を募集します。

1. 府内の障がい福祉事業所で生産される製品（こさえたん）の展示・販売機会を提供し、製品の魅力をアピールし認知度を高めるとともに、製品売上向上による工賃向上をめざす。
2. 万博会場来場者に、工賃向上や就労をめざす府内障がい福祉事業所の製品（こさえたん）や取組みを広く周知し、製品の魅力をアピールし認知度を高めるとともに、製品購入機会を提供し、障がい者就労支援・工賃向上支援についての理解促進をめざす。

　「[こさえたん](https://www.pref.osaka.lg.jp/o090060/jiritsushien/kosaetann/index.html)」とは

「こさえたん」とは大阪府が制定した府内の障がい福祉施設で作られた製品の愛称・ロゴマークです。大阪弁で「つくる」という意味の「こさえる」からもじって「こさえたん」です。

２．大阪・関西万博における催事への出店概要

万博テーマ：いのち輝く未来社会のデザイン

万博開催期間：令和7（2025）年4月13日から同年10月13日までの184日間

万博開催場所：大阪　夢洲

主催：公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会

開催概要HP 　<https://www.expo2025.or.jp/overview/>

催事名：【大阪ウィーク～秋～】「OSAKAから地域共生の未来をつくる」プロジェクト

催事主催：大阪府福祉部・大阪市福祉局

催事会場：大阪ヘルスケアパビリオンリボーンステージ万博会場（屋外）

　　　　　HP　<https://2025osaka-pavilion.jp/20241220-2/>

催事内容：地域活動を含め子どもや高齢者、障がい者を支える大阪の福祉団体の取組等のPR

出店内容：大阪府内障がい福祉施設製品「こさえたん」の展示・販売・事業紹介

出店日時：令和７年９月14日（日）　午前9時～午後3時

　　出店対応：大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課、大阪府工賃向上計画支援事業事務局

３　募集製品

今回募集する製品の種類は次のとおりです。

（１）布製品

（２）皮革製品

（３）木製品

（４）陶製品

（５）紙製品

※万博協会による「持続可能性に配慮した調達コード：紙」（古紙の最大限の利用等）を遵守が必要です。

　　　　調達コードHP　<https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code/>

（６）その他雑貨類

　※食品は今回募集の対象外です。

４　展示・販売概要

（１）展示・販売会場、日時

会場：大阪ヘルスケアパビリオンリボーンステージ万博会場（屋外）

日時：令和７年９月14日（日）　午前9時～午後3時

（２）展示・販売方法

・応募された製品の中から選定した製品を事務局にて展示・販売します。

・販売は大阪パビリオン事務局への販売申請が認められた場合に可能です。

・販売方式は、委託販売契約を結んだ委託販売です。

・製品の価格については、事業所等において決めていただきます。

・製品のディスプレイや販売方法は事務局に一任していただきます。（なお、万博会場内催事では事業所や製品の紙チラシ・パンフレットの配布は不可です。）

（３）販売等に係る費用負担

・売上額の20％を販売手数料として徴収します。手数料には、万博会場内キャッシュレス決済手数料、博覧会協会ロイヤリティ、催事出店に要する消耗品費、その他販促等の経費が含まれます。

・売上額は、後日指定口座への振込等の予定です（詳細決まり次第連絡します）。

・サンプル提出、製品の納品、売上の振込手数料等は、自己負担で対応ください。

・売れ残った製品について販売手数料はかかりません。

（４）製品の納品

　　　万博会場で展示・販売する製品の納品については後日別途案内します。（８月頃予定）

（５）製品の返品等

事務局にて、製品について積極的な販売活動を行いますが、必ずしも一定の売上額を保証するものではありません。預かった製品が売れ残った場合は、後日返品いたします。返品は着払いで返送します。（事務局または府庁アンテナショップに引き取りに来ていただくことも可）。

希望する場合、売れ残った製品を府庁内アンテナショップ「福祉のコンビニこさえたん」店頭にて令和7年12月末まで販売します（委託販売手数料10％、詳細別途調整）。

５　応募事業所の要件

　　応募が可能な事業所は、厚生労働省策定の『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』（令和６年３月29日、障発0329第42号）2(2)ウに記載の府内の事業所（就労継続支援B型事業所等）のうち、次の要件をすべて満たす事業所とします。

1. [事業所工賃向上計画シート](https://www.pref.osaka.lg.jp/o090060/keikakusuishin/jyusan/index.html)を府に提出していること。
2. 「[こさえたんロゴマーク](https://www.pref.osaka.lg.jp/o090060/jiritsushien/kosaetann/rogomaku.html)」の使用承認を得ていること。

※募集締切日までに使用承認要件を満たすことが確認できれば本件募集に応募可。

1. 製品の納品及び返品対応について、自己の負担により対応できること。
2. 各種関連法令を遵守していること。
3. 生産物賠償責任保険（PL保険）又は福祉事業者総合賠償責任補償制度の生産物損害補償に加入していること。

６　応募手続き

製品の販売を希望する事業所は、以下の応募申込書類等を郵送、メール、直接持参のいずれかで提出してください。その他の方法による応募は不可とします。

1. 応募申込書類等

①申込書

②製品概要（別紙）

③製品サンプル

④こさえたんロゴマーク承認書の写し

⑤生産物賠償責任保険（PL保険）加入証の写し

※現在、[府庁内アンテナショップ「福祉のコンビニこさえたん」](https://www.pref.osaka.lg.jp/o090060/jiritsushien/kosaetann/konbini.html)にて委託販売を行っている製品については、③製品サンプル④こさえたんロゴマーク承認書の写しは省略可です。⑤は最新のものの写しを提供ください。

（２）募集期間

　　　令和7年2月10日（月）～3月10日（月）

（３）応募申込書類・製品サンプルの提出先

　　　大阪府工賃向上計画支援事業　事務局

エル・チャレンジ共同企業体【木津川オフィス】

〒556-0027　大阪市浪速区木津川2-3-8　A′ワーク創造館内

電　話：06－6949－3551　／　FAX：06－6920－3522

メール：[kouchin@l-challenge.com](mailto:kouchin@l-challenge.com)

（４）応募受領確認

応募申込書類の提出事業所には、受付完了通知をメール送信します。応募書類提出後、一週間を過ぎても通知がない場合は、上記までご連絡ください。

（５）製品サンプルの提供

製品の選定のため製品サンプルを提供ください。期間内に事務局にサンプルが到着するように手配してください。送料は、応募事業所にてご負担ください。

　　・製品パッケージがある場合、必ずパッケージをしたものを送付してください。

　　・夜間や土日祝日は製品を受け取ることができません。

　　・事務局到達までの間に起こった事故等については責任を負いません。

・サンプルの審査後返送希望の有無を『製品概要』に必ず記入してください。返送希望の場合は、選定審査後に着払い便にて返送します。（事務局または府庁内アンテナショップに引き取り来ていただくことも可です）。

　・現在、府庁内アンテナショップ「福祉のコンビニこさえたん」にて委託販売中の製品については、サンプル提供は省略可です。

７　選定審査・決定

（１）審査・選定の方法

提出された応募申込書類・製品サンプル等をもとに大阪府、大阪府工賃向上計画支援事業事務局にて、製品の品質・デザイン性・価格等について審査し総合的に勘案し選定を行います。なお、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

万博会場における出店スペースが限られており、多くの製品の応募があった場合は、審査結果の上位から選定いたします。応募された全ての製品が選定されるわけではありません

（２）審査基準

　　・大阪府内障がい福祉施設製品「こさえたん」として、ロゴマーク申請済みの製品であり、製品の品質・デザイン性・価格等が優れており、展示・販売を通じて「こさえたん」の魅力アップ、認知度向上につながると考えられる製品であること。

　　・商標権を侵害しておらず、各種関連法令を遵守して作られた製品であること。

（３）選定結果の通知

　　　選定審査の結果は、応募者全員に対してメールで通知します。（３月中予定）

８　その他留意事項等

（１）事務局による選定製品について、大阪パビリオン事務局への販売製品申請を行い、認められた場合のみ販売が可能です。博覧会協会及び大阪パビリオン事務局が定めるガイドラインや各種法令に順守していただくことが条件であり、大阪パビリオン事務局等の審査・判断により、販売不可になる可能性もあります（販売不可だが展示は可と判断された場合は、展示のみとなります）。

また、大阪パビリオン事務局等の求めに応じて、申請書類の記入等、展示・販売に必要な事項に対応いただく可能性があります（現段階で未定のため後日案内予定）。

（２）博覧会協会では、[持続可能性に配慮した調達コード](https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code/)についての理解・遵守を呼びかけています。（別紙参照）チェックリストの提出などを求められた場合には、対応いただく可能性があります（現段階で未定のため後日案内予定）。

（３）その他この要項に定めのない事項、又は疑義がある事項については、別途協議の上対応を決定させていただきます。

９　問合せ先

1. 大阪府工賃向上計画支援事業　事務局

エル・チャレンジ共同企業体　【木津川オフィス】

〒556-0027　大阪市浪速区木津川2-3-8　A′ワーク創造館内

電話：06－6949－3551　／　FAX：06－6920－3522

URL：http://l-challe.com/kouchin/

1. 大阪府福祉部 障がい福祉室 自立支援課 就労・IT支援グループ

〒540－8570　大阪市中央区大手前2丁目

電話：06－6944－9178　／　FAX：06－6942－7215